

要配慮者歯科医療連携体制構築事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、歯科診療に際して認知症や障害等により配慮が必要な者に対する歯科診療連携体制の充実を図るため、要配慮者歯科診療連携体制構築事業を行う病院等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) 「要配慮者歯科医療連携体制構築事業」とは、静岡県内に所在し、県内全域の歯科診療所で診療が困難な要配慮者に対して、全身麻酔等の行動調整による歯科診療提供を実施している（今後実施する予定を含む。）病院等の医療機関（以下「中核医療機関」という。）が、地域協議会等の開催により歯科診療所との機能分化を推進し、要配慮者が速やかに歯科診療を受けることができるように連携体制を構築するために実施する次の事業をいう。
 - a 中核医療機関から診療所等への紹介用名簿の作成
 - b クリティカルパスの作成
 - c 症例検討会の開催
 - d 要配慮者の歯科に関する相談マニュアルの作成
 - e その他要配慮者の歯科医療連携体制構築に必要な事項
- (2) この要綱において「要配慮者」とは、認知症や障害等により、体幹の安定が得られない状態、開口保持ができない状態、治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族などの援助を必要とする状態等又は著しく歯科診療が困難な状態にある者をいう。
- (3) この要綱において「病院等」とは医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた診療所又は病院若しくは同法第8条の規定に基づき届出をした診療所であって、要配慮者に対し歯科診療の実施が可能なものをいう。
- (4) この要綱において「地域協議会等」とは、病院等、郡市区歯科医師会、行政その他関係者等で構成される会議のことをいう。
- (5) この要綱において「委員」とは、中核医療機関と歯科診療所の連携体制構築のため、地域協議会等に出席する病院等の歯科医師、郡市区歯科医師会が推薦した郡市区歯科医師会会員、その他地域協議会等の構成員として必要と認められる者をいう。

第3 補助の対象及び補助額等

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 所要額調書（様式第3号）
 - エ 所要額明細書（様式第4号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難な場合、あるいは期限内に完了できない場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「政令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のア又はイのとおりとする。
 - ア 補助事業者が市町の場合
この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（様式第5号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた

日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した、機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

イ 補助事業者が市町以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について関係書類を整理し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した、機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

(7) (1)から(6)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) 補助事業終了後、県が歯科医療連携体制の状況等に関する調査を行う場合においては協力をしなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第6号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更所要額調書(様式第3号)
- エ 変更所要額明細書(様式第4号)

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第7号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 所要額精算書(様式第3号)
- エ 実績額明細書(様式第4号)

(2) 提出期限

補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第8号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受けた日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額	補助額
<p>第2(1)a から e に掲げる要配慮者歯科医療連携体制構築事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、第2(1)b から e に係るものにあつては、既に実施されている場合を除き、第2(1)a と併せて実施する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報酬(委員、講師等) (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 需用費(図書購入費、消耗品費及び印刷製本費) (5) 役務費(雑役務費及び通信運搬費) (6) 使用料及び賃借料(会場借上料) (7) その他知事が認める経費 	<p>712,000 円 (1 医療機関あたり)</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内</p>